

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

1. 平成29年度 年末年始無災害運動安全パトロール実施

「異常なし！ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害」

千葉県産業安全衛生会議(議長 塚本勝利千葉労働局長)は、年末年始無災害運動(平成29年12月15日から平成30年1月15日)の期間中に、本年3月1日から取り組んでいる「なくそう死亡災害！運動ちば2017」を一層推進するため、以下により建設工事現場を対象とした千葉労働局長他による安全パトロールを実施します。

1. 実施年月日及び時間

平成29年12月13日(水) 13:30~16:00

2. パトロール現場

事業場の名称:株式会社熊谷組首都圏支店

工事名称 :幕張新都心若葉住宅地区計画B7街区
(37階建て高層マンション建築工事)

所在地 :千葉市美浜区若葉3丁目1-21

3. 安全パトロールの編成

千葉労働局:塚本勝利局長他3名

千葉労働基準監督署:西岡正純署長他1名

千葉県産業安全衛生会議構成機関:6機関7名

4. 当日の取材等

当日、同行取材を希望される場合は、12月11日(月)までに千葉労働局労働基準部健康安全課(石井・菰田・TEL 043-221-4312)あて、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

なくそう死亡災害！

労働災害防止に取り組みましょう！

なくそう死亡災害！運動ちば2017推進中



<新着情報・重要なお知らせ>

平成29年度千葉県特定（産業別）最低賃金が12月25日に改正されます。～6業種についてそれぞれ18円から23円の引上げ～

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む）に適用される千葉県最低賃金及び下記産業の事業場で働く労働者に適用される特定最低賃金が下記のとおりとなります。発効日からは改正後の最低賃金額以上の賃金としなければなりません。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について	
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	868	29.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。	
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	889	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄鋼業	938	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	902	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行う かす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキ ングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め 又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ず る軽易な業務
	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業 （電球・電気照明器具製造業、 電気計測器製造業及びこれらの 産業において管理、補助的経済 活動を行う事業所を除く。）	906	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操 作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のう ち、組線、巻線、端処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻 印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試 験機・測量機械器具・理化学機 械器具製造業、医療用機械器 具・医療用品製造業、光学機械 器具・レンズ製造業、時計・同 部分品製造業、眼鏡製造業	887	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又 は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて 行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付けの業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業	*868	29.10.1	*各種商品小売業の特定最低賃金(848円)は、平成29年度改正され なかったため、この額を上回る「千葉県最低賃金(868円)」が適用さ れます。
	自動車（新車）小売業	900	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ

【担当】 千葉労働局労働基準部賃金室 室長補佐 林

電話：043-221-2328